

鳥取県医療施設等設備整備費補助金交付要綱（新旧対照表）

鳥取県医療施設等設備整備費補助金交付要綱（平成13年3月26日付医第2309号鳥取県福祉保健部長通知）の一部を次のように改正する。

改正後					改正前				
第1条～第16条 略					第1条～第16条 略				
<u>附 則</u> <u>この要綱は、（施行日）から施行し、令和7年度の補助事業から適用する。</u>									
別表1（第3条関係）					別表1（第3条関係）				
1 補 助 事 業	2 事業実施主体	3 補助対象経費	4 基準額	5 補助率	1 補 助 事 業	2 事業実施主体	3 補助対象経費	4 基準額	5 補助率
略					略				
<u>救命救急センター設備整備事業（国要綱2の4（7）ア（エ）「救命救急センター設備整備事業」に基づいて行われるものをいう。）</u>	<u>救命救急センターを持つ医療機関</u>	<u>ドクターカー及びドクターカーに搭載する医療機器等の購入費</u>	<u>1 か所当たり58,737千円</u>	<u>2 分の 1</u>	(新規)	(新規)	(新規)	(新規)	(新規)
別表2 略					別表2 略				
第1号様式～第4号様式 略					第1号様式～第4号様式 略				